

南信州管内で活用されている主な農業農村整備事業 実施要件一覧

【県営事業】

| 事業主体 | 事業名 | タイプ | 負担割合 | | | 実施要件 | 備考 |
|------|---------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|--|----|
| | | | 国 | 県 | 地元 | | |
| 県 | 県営かんがい排水事業 | 基幹水利施設保全型 (ソフト) | 50 | 25 | 25 | 《機能保全計画策定》 ・「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に選定された施設であること | |
| | | 基幹水利施設保全型 (ハード) | 50 | 25 | 25 | 《機能保全計画に基づく対策工事》 ・国・県営事業により造成された農業用排水施設であること ・施設機能の向上を主な目的としないもの ・機能保全計画等が策定されていること ・末端支配面積100ha以上（畑地20ha以上） | |
| 県 | 県営中山間地域総合整備事業 | 一般型 | 55 | 30 | 15 | 【地域指定要件】 ・中山間地域注）又はそれらの地域を含む市町村であって、林野率が50%以上、主傾斜1/100以上の農地面積が50%以上を占める地域 【事業実施要件】 ・農業生産基盤整備事業の事業種類（水路、農道など）を2以上実施 ・受益面積60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農地面積50%以上の場合、受益面積の合計が20ha以上） | |
| 県 | 地すべり対策事業 | 地すべり防止工事 | 50 | 50 | | ・地すべり防止区域内で実施する地すべり防止工事 ・総事業費7,000万円以上 | |
| | | 地すべり防止施設長寿命化対策 | 50 | 50 | | ・施設長寿命化計画が策定されていること ・総事業費800万円以上 | |
| 県 | 県営農村地域防災減災事業 | 用排水施設整備事業 | 50 55* | 29 29* | 21 16* | 《水路》 次のいずれかを満たすこと (1)山腹部に築造された水路であり、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの (2)盛土部又は軟弱地盤上に築造された水路であり、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの (3)一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの (4)サイフォン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの ・受益面積20ha以上、総事業費800万円以上（中山間地域を含む市町村の場合：受益面積10ha以上、総事業費800万円以上） | |

*は中山間地域の補助率を示す注）中山間地域とは、過疎、山振、特定農山村の指定地域のこと

南信州管内で活用されている主な農業農村整備事業 実施要件一覧

【団体営事業】

| 事業主体 | 事業名 | タイプ | 負担割合 | | | 実施要件 | 備考 |
|------------|------------------|-------------------|-----------|----|-----------|---|----|
| | | | 国 | 県 | 地元 | | |
| 市町村 改良区 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 機能発揮対策 (調査計画等) | 100 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は、国庫補助事業により造成された農業水利施設であること ・上限1,000万円 | |
| | | 長寿命化対策 | 50 55* | 1 | 49 44* | <ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は、国庫補助事業により造成された農業水利施設であること ・事業費200万円以上 ・受益者数2者以上 ・事業工期3年以内 | |
| 市町村 | 農地耕作条件改善事業 | 地域内農地集積型 | 50 55* | 1 | 49 44* | <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の重点実施区域であること ・事業費200万円以上 ・受益者数2者以上 ・事業工期3年以内 | |
| | | 地域内農地集積型 | 50 55* | 10 | 49 44* | 上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化を行うこと ・受益地において農地集積率40%以上又は当該市町村の農地集積率以上かつ農地中間管理権の設定5%以上 | |

*は中山間地域の補助率を示す注) 中山間地域とは、過疎、山振、特定農山村の指定地域のこと

【環境部所管事業（団体営）】

| 事業主体 | 事業名 | タイプ | 負担割合 | | | 実施要件 | 備考 |
|------|---------------------------|--------------------------|------|---|----|--|----|
| | | | 国 | 県 | 地元 | | |
| 市町村 | 農山漁村地域整備交付金 [農業集落排水事業] | 機能保全 (機能診断、最適整備構想の策定) | 100 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を有効活用すると認められるもの ・施設機能の向上を主な目的としないもの ※機能診断：200万円/施設が上限 ※最適整備構想の策定：処理区数×100万円+200万円/構想が上限 | |
| | | 調査診断 | 50 | — | 50 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新または改造の要否、工法についての調査診断 (施設の重要度などから判断して耐震診断を行うことも可能) | |
| | | 改築工事 | 50 | — | 50 | <ul style="list-style-type: none"> ・改築に要する費用が200万円以上かつ次のいずれかの要件に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ①維持管理が適切に行われ、供用開始後7年以上 ②既存施設を取り巻く条件または環境の変化がある ※資源循環促進計画及び事業計画の策定、提出が必要 | |